

事務所:

台湾10409台北市南京東路二段125号

偉成大樓7階

Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711

E-mail: tiplo@tiplo.com.tw

Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:

東京都新宿区新宿2-13-11

ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号

Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供 : TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所

© 2015 TIPLO, All Rights Reserved.

TIPLO News

2015年6月号(J190)

このニュースメールは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースメールだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト <http://www.tiplo.com.tw> もぜひご利用ください。

今月のトピックス

- 01 「日台間の特許手続上の微生物の寄託の分野における相互協力の作業要点」が2015年6月18日から実施
- 02 トムソン・ロイター最新レポート「台湾イノベーションの代表は台積電、成大、交大」
- 03 登録拒絶された淡水有名店「黒店排骨飯」の商標が勝訴
- 04 公平交易法違反でデル台湾支社に200万新台湾ドルの課徴金
- 05 台湾がEENに加入、台湾とEUの中小企業間協力をサポート

台湾知的財産権関連判決例

- 01 特許権関連
外国企業・Rohm & Haas、ローム・アンド・ハース 研磨パッド特許権を維持
- 02 商標権関連
裁判所は「北汽福田汽車の商標は台湾で登録できず」と判決
- 03 商標権関連
三井料理店の商標は三井物産の商標と誤認混同をきたすため、登録不可
- 04 公平交易法関連
補正下着の競争で、瑪麗蓮の不評流布を委託した維娜スの責任者に刑事罰

今月のトピックス

J150601Y1

J150514Y1

J150601Z1

J150514Z1

01 「日台間の特許手続上の微生物の寄託の分野における相互協力の作業要点」が 2015年6月18日から実施

知的財産局によると、出願人は生物材料又は生物材料を利用した発明特許の出願案件を提出する際、原則的には生物材料を寄託している必要があるが、特許出願人の負担を軽減するため、日台双方は2014年11月20日に「特許手続上の微生物の寄託の分野における相互協力に関する覚書」を締結した。双方の相互協力を通じて、国境を越えて特許を出願する出願人は日台で重複して寄託する必要がなくなる。

前述の協力枠組を実施し、作業の流れがスムーズにいくよう、知的財産局は「日台間の特許手続上の微生物の寄託の分野における相互協力の作業要点」を起案していた。同要点は経済部によって2015年6月1日に経授智字第10420030371号令として制定公布され、2015年6月18日から発効する。(2015年5月)

J150526Y1

02 トムソン・ロイター最新レポート「台湾イノベーションの代表は台積電、成大、 交大」

世界をリードするインテリジェント情報プロバイダのトムソン・ロイターが最新研究レポートを発表し、その中で世界各地における12技術分野の科学文献と特許文書を分析し、イノベーション力が最も高い企業、研究機関及び技術分野を選出している。同レポートでは、アジアと世界の両方で台湾を代表する企業・機関として台湾積体電路製造股份有限公司(Taiwan Semiconductor Manufacturing Co., Ltd.、以下「台湾積体電路」、国立成功大学(National Cheng Kung University)及び国立交通大学(National Chiao Tung University)が挙げられている。

トムソン・ロイターの傘下にあるIP & Science部門は2015年5月26日、公式サイトにおいて「The State of Innovation ~イノベーションの最前線~」を発表した。同サイトでは、最も権威ある世界のイノベーション動向資料や個別の産業におけるイノベーションのライフサイクル(Lifecycle of Innovation)に対する洞察が示されている。今月はトムソン・ロイターの最新研究レポート「The Future Is Open: 2015 State of Innovation」の主な内容が掲載されている。

トムソン・ロイターのアナリストがここ5年間にわたる世界各地における特許及び科学文献資料を調べ、イノベーション力が最も高い企業、研究機関及び技術分野を選出した。アジアと世界の両方で台湾を代表する企業・機関として台湾積体電路(2010~2014年アジアの半導体材料イノベータートップ5)、国立成功大学(2004~2014年世界の家電分野で最も成果が多い科学研究機関トップ10)及び国立交通大学(2004~2014年世界の半導体分野で最も成果が多い科学研究機関トップ10)が含まれる。

トムソン・ロイターによると、2015年レポートの重要な発見には、イノベーションの年成長率が低下していることが含まれるという。総体的にみて、世界の特許件数は2014年わずか3%の増加にとどまり、2009年に世界経済後退が終息して以来最低の特許件数成長率となった。科学研究総件数も34%減少し、半導体産業の特許及び科学研究件数については最大の減少幅を呈している。

全体の年成長率は低下しているが、世界の特許件数はなお過去最高記録を更新し、過去1年間で210万件のユニークな革新技術が発表されている。特許件数の成長が最も速い産業は食品、タバコ及び醸造酒(21%)、製薬(12%)、化粧品(8%)及びバイオ(7%)となっている。

産業調査のほとんどは「オープンイノベーション(open innovation)」に向かって発展しており、企業が学術機関、独立の研究者又はその他の企業(一部のケースにおいて、競合者であることもある)と提携していることを指摘している。サムスンの場合、積極的に学術機関との

半導体技術の開発に関する提携に着手しており、同分野では特許出願案件 1 万件当たり 129.1 件が学術機関との提携で完成されたものだという。

さらに、従来型産業は境界線が徐々にあいまいになってきている。これは主にモノのインターネット (IoT) の台頭から影響を受けたもので、産業や企業の得意とする分野の境界線が徐々にあいまいになってきている。レポートの調査対象において、アップル (Apple)、デュポン (DuPont)、ゼネラル・エレクトリック (General Electric)、IBM、サムスンを含む数十社は、自社の核心的業務分野以外にその他の産業においても特許件数で他社をリードしている。(2015 年 5 月)

J150521Y2

03 登録拒絶された淡水有名店「黒店排骨飯」の商標が勝訴

新北市淡水の有名店「黒店排骨飯」は近年「黒殿飯店」に改名し、「黒殿飯店 DARK PALACE TAIWANESE GOURMET 及び図」商標の登録を知的財産局に出願したが、知的財産局は同商標が高雄の三力食品公司 (San Li Food Co., Ltd.) の登録商標「黒店」と類似しており、いずれも飲食等の類似の役務における使用を指定しているため、消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるとして、商標法第 30 条第 1 項第 10 号規定を適用し、拒絶査定を行った。黒殿飯店はこれを不服として行政訴願を提起したが棄却され、その後知的財産裁判所に行政訴訟を提起していた。

知的財産裁判所は以下のように認定している。「黒殿飯店」商標は豚の頭の図案、横書きの中国語「黒殿飯店」及び字体が極めて小さい外国語「DARK PALACE TAIWANESE GOURMET」が上から下へと配列されて構成されており、その中で商標図案の中央に位置する豚の頭の図が明らかに目立っており、下方にある「黒殿飯店」の字形もデザインが施され、単純な標楷体 (中国語フォント) の「黒店」二文字で構成される商標とは明らかに異なり、両者が外観において消費者に与えるイメージ、視覚的感覚はいずれも異なる。「黒殿」は黒くて大きなホールという意味を持ち、「黒店」とは観念上も異なる。「黒殿」と「黒店」は称呼が同じであるが、二商標の全体の印象については、消費者の誤認を生じさせる可能性が低いいため、二商標の類似度は低い。

さらに、「黒殿飯店」は長年にわたり経営されており、マスコミも常に報道しているため、「黒店排骨飯」のキーワードで Google 検索を行い得られる資料及びブログ記事の内容は大多数が「黒殿飯店」に関するもので、いずれも高雄の三力食品の「黒店」とは関係なく、二商標がすでに消費者に誤認混同を生じさせているとは認めがたい。

知的財産裁判所は審理した結果、二商標が使用を指定している役務は同一又は類似しているが、二商標の類似度は低く、いずれも識別力を有するほか、「黒殿飯店」商標の登録出願は善意であり、また消費者に誤認混同を生じさせるという証拠もないと認定した。「黒殿飯店」商標と三力食品の「黒店」商標は全体の構図デザインが明らかに異なり、関連の消費者が普通の注意を施し、時間と場所を異にして隔離的観察したとき、二商標が異なる出所からのものであると区別でき、二商標の使用の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認させるには至らず、商標法第 30 条第 1 項第 10 号に定める状況には該当しない。このため「黒殿飯店」に勝訴の判決を下し、訴願決定及び知的財産局の「登録してはならず、拒絶すべきである」との行政処分をいずれも取り消し、知的財産局に「黒殿飯店 DARK PALACE TAIWANESE GOURMET 及び図」商標の登録出願案件について、本判決の法的見解に基づき改めて処分を行うよう命じた。全件はさらに上訴できる。(2015 年 5 月)

J150430Y4

J150429Y4

04 公平交易法違反でデル台湾支社に 200 万新台湾ドルの課徴金

DELL B.V., TAIWAN BRANCH (NETHERLANDS) (中国語名: 蘭商戴爾企業股份有限公司台湾分公司、以下「デル台湾支社」) による不当なボイコット (取引の制限)、商品供給の拒絶の行為が公平交易委員会 (訳注: 日本の公正取引委員会に相当) に競争を制限するおそれがあると認定され、公平交易法 (訳注: 日本の不正競争防止法や独占禁止法に相当) 第 19 条第 1 号

(訳注：現行の公平交易法の第 20 条第 1 号) の違反状況に該当するとして、200 万新台幣ドルの課徴金に処された。

公平交易委員会はデル台湾支社がボイコットに関わっており、公平交易法に違反しているとの通報を受けた。調査したところ、中華電信股份有限公司台湾南区電信分公司 (Southern Region Branch, Chunghwa Telecom Co. Ltd、以下「中華電信南区支社」) が台南市環境保護局の入札案を落札した後、協力業者に対して同プロジェクトに必要な SonicWALL サーバのウイルスソフトを調達するよう委託したが、2013 年 3 月～6 月に同協力業者が SonicWALL の代理店に調達するため問い合わせた時、デル台湾支社は同協力業者に国内で商品を調達させないため、代理店に対して幾度もむたり見積もり又は出荷を拒絶するよう促した。

公平交易委員会によると、同協力業者は海外から商品を調達したが、デル台湾支社は許諾期限を変更することで商品を失効させたため、中華電信南区支社は予定通り検収することができなかつただけではなく、今後入札参加する意向がある業者に対しても抑止作用をもたらすものだとしている。

さらに公平交易委員会によると、SonicWALL の商品は米 SonicWALL LLC.社が販売するネットワークセキュリティ関連製品で、SonicWALL LLC.社はデルグループの子会社であるという。SonicWALL LLC.社は展基国際股份有限公司 (Weblink International Inc.)、零壹科技股份有限公司 (Zero One Technology Co., Ltd.) 等と代理店契約を結び、代理店が国内で SonicWALL 製品を販売している。デル台湾支社は直接 SonicWALL 製品を販売していないが、代理店がその製品を宣伝するのに協力しており、かつ代理店はデル台湾支社を通じて製造元に対し、特別価格の請求を提出したり、ライセンス証明発行を申請したりしており、デル台湾支社は製造元のために代理店が特別価格で入荷できるか否か、製造元のライセンス証明を取得できるか否かを決定する立場にある。

これにより公平交易委員会は、デル台湾支社の前記行為は公平交易法第 19 条第 1 号 (現行第 20 条第 1 号) に定められる「特定の事業者に損害を加える目的で、他の事業者が当該特定事業者に対し、供給、購入又はその他の取引を拒絶するよう促す行為」に該当し、競争制限のおそれがあると認定した。(2015 年 4 月)

J150529Y8

J150528Y8

J150529Z8

J150528Z8

05 台湾が EEN に加入、台湾と EU の中小企業間協力をサポート

EU の域内市場・産業・起業・中小企業総局 (the Directorate-General for Internal Market, Industry, Entrepreneurship and SMEs、略称「成長総局 (DG GROW)」) は 5 月 28 日、台湾のエンタープライズ・ヨーロッパ・ネットワーク (Enterprise Europe Network、略称「EEN」) 加入に同意したと発表した。台湾側はすぐに「EFN 台湾ビジネス協力センター (原文；企業欧州ネットワーク台湾商業合作中心、略称「EEN Taiwan」) を設立し、台湾と EU の中小企業同士が提携を結び、新時代に邁進できるよう新たな原動力を注入していく。

中華民国対外貿易発展協会 (Taiwan External Trade Development Council、略称「TAITRA」) は經濟部国際貿易局の委託を受けて、工業技術研究院 (Industrial Technology Research Institute、略称「ITRI」)、台湾区電機電子工業同業公会 (Taiwan Electrical and Electronic Manufacturers' Association、略称「TEEMA」)、欧州在台商務協会 (European Chamber of Commerce TAIWAN、略称「ECCT」) 及び国家実験研究院 (National Applied Research Laboratories、略称「NARLabs」) 等の戦略的提携パートナーとプロジェクトチームを結成し、2015 年初めに台湾を代表して FEN への加入を申請した。成長総局の厳しい審査を経て、5 月 28 日に承認された。

TAITRA によると、台湾側の申請プロジェクトチームはすぐに「EFN 台湾ビジネス協力センター」を設立し、台湾の中小企業のために EU における豊富なビジネス、IT、イノベーションなどに関する協力・交流の機会と結びつけ、台湾と EU の中小企業との貿易推進、展示会出展、市場開拓等における協力を強化していく。これは台湾 EU 間におけるビジネス協力や経済貿易の往来という重大な実践であるだけでなく、台湾欧州間の協力作業における長期目標の達成に役立つ。

国際貿易局によると、EU の成長総局は欧州中小企業の国際化と競争力を強化するため、2008 年に EEN を設立し、ビジネスマッチング、研究開発協力及び技術移転の 3 方面でサービスを提供し、世界最大規模のビジネス及びイノベーション支援ネットワークとなっている。EEN は現在世界 55 カ国（EU28 カ国及び米州、アジア、アフリカ等 27 カ国）に 600 のビジネス協力センターを設置しているという。

さらに国際貿易局によると、EU 成長総局の Calleja 総局長は 6 月 3 日～5 日、EEN Taiwan を始動させるために組んだ「Mission for Growth to Taiwan 2015」を率いて台湾を訪れる予定。世界第二の規模を誇るコンピュータショー「コンピテックス・タイペイ 2015」を参観する他、6 月 4 日に台湾側と共同で投資貿易セミナーを開催する。さらに滞在期間中に、TAITRA と正式に EEN Taiwan を始動するための契約を締結することになっている。（2015 年 5 月）

台湾知的財産権関連判決例

01 特許権関連

■ 判決分類：特許権

I 外国企業・Rohm & Haas、ローム・アンド・ハース 研磨パッド特許権を維持

■ ハイライト

外国企業・ローム・アンド・ハース電子材料 CMP ホールディングの所有している「集積回路ウェハー用の研磨パッド」特許権が、専利法の規定に違反するとして無効審判請求された。經濟部知的財産局は審理したうえ、確実であると認定し、「無効審判請求成立、特許権を取り消すべきである」との処分を下した。ローム社はこれを不服として台湾で訴訟を提起したが、知的財産裁判所はこの程、知的財産局敗訴の判決を下した。

ローム社は 2000 年頃、ロデール社より番号第 85110408 号特許権を取得した。この研磨パッド特許権は集積回路ウェハーの相当重要なポイント位置にあり、ウェハー製品の製造過程における重要な部分である。

しかし、ローム社によるこの特許権は、その後、請求人劉勝芳により当該特許権特許請求の範囲第 1、3、4 項が擬制新規性喪失を主張され、当時の専利法により無効審判請求された。

2012 年 11 月頃、知的財産局は審理を終え、ローム社による研磨パッド特許権が特許を付与してはならない事由に該当すると認定し、「無効審判請求成立、特許権を取り消すべきである」との処分を下した。ローム社はこれを不服として、順序に従って特許訴訟を提起した。

ローム社による研磨パッド特許権の特許請求範囲第 1、3、4 項において、その技術内容は第 1 項を例にすれば、次のようなものである。該研磨パッドはスラリー粒子を吸収又は伝送する固有能力を有しない固体均一重合体材料から組成する。該重合体片材は波長が 190 から 3500nm 範囲間の光を通過させることができる。

一方、劉勝芳による無効審判請求の技術内容は、基材の層を研磨する期間に原地でその均一性を測定する方法を開示され、この方法は光ビームを、研磨期間に該層にガイドし、基材から反射された光ビームによる干渉信号をモニターし、干渉信号から均一性の寸法を計算するものである。

知的財産裁判所第一法廷審判長蔡惠如、裁判官彭洪英及び蔡如琪等 3 名裁判官からなる合議法廷において、ローム社が所有している特許範囲と、劉勝芳が無効審判請求した証拠の技術との比較を行い、無効審判請求の証拠ではローム社が有している特許範囲第 1、3、4 項の擬制新規性喪失を証明するに足りないと認定した。

裁判所は、知的財産局による「無効審判請求成立、特許権を取り消すべきである」と下された処分が妥当性を欠くものであると認定したため、知財局による原処分及び經濟部による訴願

決定を共に取消すとの判決を下した。本件は、なお上訴できる。(2014-09-04 工商時報 A22 版)

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】2013 年度行専訴字第 114 号

【裁判期日】2014 年 7 月 31 日

【裁判事由】特許無効審判請求

原告 ローム・アンド・ハース電子材料 CMP ホールディング

被告 經濟部知的財産局

上記当事者間の特許無効審判請求事件につき、原告は經濟部による 2013 年 9 月 12 日経訴字第 10206106170 号訴願決定を不服として、行政訴訟を提起した。本裁判所は、参加人に対して本件の訴訟に独立参加することを命じ、以下のように判決を下すものである。

主文

原処分及び訴願決定を共に取消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

一 事実要約

訴外人であるロデール社は、1996 年 8 月 27 日に「研磨パッド」をもって經濟部中央標準局(1999 年 1 月 26 日に知的財産局に組織変更)に特許登録出願を行い、特許査定を受けた。その後、ロデール社は 2000 年 8 月 9 日に係争特許を原告に移転し、且つ登記したが、参加人が係争特許の特許請求の範囲第 1、3、4 項が査定時の専利法第 20 条第 1 項第 2 号に違反するのを理由に、無効審判請求した。これに対して、原告は、2000 年 2 月 4 日に別件(無効審判請求 NO2)で特許請求の範囲の訂正版を提出した。被告が審理した結果、係争特許の前記訂正版が審査時の専利法第 64 条第 1 項第 1 号及第 2 項に該当し、訂正を許可すべきであるが、訂正後に、係争特許がなおも審理時の専利法第 20 条第 1 項第 2 号の規定に違反すると認定したため、「無効審判請求成立、特許権を取り消すべきである」との処分を下した。原告がこれを不服として、訴願を提起したところ、經濟部は 2013 年 9 月 12 日に経訴字第 10206106170 号訴願決定をもって棄却した。原告は、なおもこれを不服として本裁判所に行政訴訟を提起した。

二 両方当事者の請求内容

原告は原処分及び訴願決定を共に取消す判決を下すよう請求する。

被告は原告の訴えを棄却する判決を下すよう請求する。

三 本件の争点

双方当事者の争点は、証拠 2 をもって、係争特許の特許請求の範囲第 1、3、4 項が査定時の専利法第 20 条第 1 項第 2 号に違反すると十分に証明できるかどうかである。

四 判決理由の要約

1994 年専利審査基準第 1-2-6 頁において「発明に新規性があるか否かを判断するにあたり、発明の技術を比較した内容が同じであるか否か(当該技術を熟知する者が直接推論できることを含む)に準じなければならない。「直接推論」とは単一の先行技術において、一つの出願にあるすべての制限要件が完全には開示されていないけれども、当該未開示の部分が当該先行技術に本質的に固有である、または必然的に当該先行技術に存在するので、この技術分野を熟知する者の観点からすると、当該先行技術の未開示部分が、必然的に当該先行技術に含まれているものであると認定できる場合をいう。つまり新規性という「直接推論を含む」部分とは、先行技術の文字記載方法または直接一義的に知りえる技術特徴が当然含まれているほか、先行技術に記載されていないが、その本質に固有であり、直接置換えた技術特徴又は先行技術が下位概念である技術内容をいう(最高裁判所 2007 年度判字第 1743、1744、1875 号、2009 年度判字第 1003 号、1032 号等判決参照)。調べた結果、証拠 2 は硬いポリウレタンプラグ 42 を開示するだけにとどまり、当該技術分野を熟知する者は、出願当時の従来技術をもって、直ち

にその本質上必ずあると直接認定できたり、一義的に証拠 2 のポリウレタンが「スラリー粒子を吸収又は伝送する固有能力を有しない」ことを知ることができない。つまり、係争特許の当該技術特徴は証拠 2 より直接推論できないので（詳細は後述）、証拠 2 をもって係争特許の特許請求の範囲第 1 項が擬制新規性喪失に該当すると証明するに足りるとは言い難い。証拠 2 において適切に参考にできる出願当時の従来技術がないので、被告が言うように「添加物を含まない硬いポリウレタン」より係争特許の特許請求の範囲第 1 項に記載されている「スラリー粒子を吸収又は伝送する固有能力を有しない」ことを導き出すことができるとは言い難い。

参加人は証拠 2 の出願時の外国語明細書を証拠 2 の開示内容の一部と見なすべきであり、これをもって証拠 2 の不明確な記載を解釈でき、証拠 2 に開示された「硬いポリウレタンプラグ」が「固体均一なポリウレタン片材」等であることの証明になる（本裁判所ファイル第 190 頁から 192 頁まで）云々と主張した。しかし、調べた結果、次のように言える。

- (1) 査定時の専利法第 20 条第 1 項第 2 号でいう「先に出願し、且つ特許査定を受けたとき」とは、台湾における専利法が属地主義を取っている趣旨から、解釈上、出願が先になされ、公告がこの出願より後になったものをいうので、擬制新規性喪失引例は自国の出願に限るべきであることを先ず説明する。さらに、証拠 2 は出願時に外国語版で提出され、査定時の中央標準局の専利ファイル閲覧要点（閲覧作業要点）に基づき、証拠 2 の中国語版も公告時に公開状態にあったが、証拠 2 が、査定時の専利法第 23 条により中国語版を補正し、且つ特許査定を受けたので、査定対象は中国語明細書及び図面であり、外国語明細書及び書面ではない。それ故、証拠 2 の内容は、公告の中国語明細書及び図面に記載された内容を主とし、外国語明細書を参照する余地はない。ましてや、証拠 2 の中国語明細書第 17 頁第 16 行目から第 17 行目及びその前後の内容を検討した結果、不明確又は理屈に合わない箇所がないことが分かった。よって、参加人が、証拠 2 の外国語明細書を証拠 2 に開示された内容の一部と見なし、証拠 2 の不明確な箇所を強化すべきである云々と認定したことは、事実無根である。
- (2) また、「誤訳」とは、外国語の語彙又は語句を中国語の語彙又は語句に翻訳する過程において誤りが生じることをいい、つまり外国語書面には対応する語彙又は語句があるが、中国語書面で正確、完全に翻訳されていないことである。よって、外国語書面のある段落の関連内容が中国語対応書面にない場合は、外国語の語彙又は語句を中国語の語彙又は語句に翻訳する過程において誤りが生じたものに該当しないので、誤訳訂正が適用されない。証拠 2 の中国語明細書第 17 頁第 20 行目から 21 行目（無効審判ファイル第 115 頁）と、証拠 2 の外国語明細書第 18 頁第 10 行目から 17 行目まで（本裁判所ファイル第 253 頁の裏面）の内容を比較したところ、中国語明細書に外国語明細書第 18 頁第 10 行目から 16 行目までの中国語訳がないが、前述中国語明細書前後段落内容に不明確又は理屈に合わない箇所がないことが分かった。それ故、証拠 2 の中国語明細書と外国語明細書との前記差異については、証拠 2 の出願人が、出願時に故意に抜かしたものであり、誤訳ではないので、誤訳訂正も適用されない。これに準じて、参加人が証拠 2 の外国語明細書における翻訳漏れの前記内容を結合して、証拠 2 においてポリウレタンプラグ 42 は孔が欠けており（即ち開口構造）、並びに添加物は均一な固体であることが開示されている云々と主張したことには理由がない。

証拠 2 をもって、係争特許の特許請求の範囲第 1、3、4 項が擬制新規性喪失であると証明することはできない。よって、係争特許は査定時の専利法第 20 条第 1 項第 2 号に違反していないので、原処分で係争特許が前記規定に違反すると認定し、「無効審判請求成立、特許権を取消すべきである」とした処分は妥当性を欠くものである。また、訴願決定の維持も適切ではない。それ故、原告が訴願決定及び原処分の取消しを請求したことには理由があり、許可されるべきである。

中華民國 103 年 7 月 31 日
知的財産裁判所第一法廷
審判長裁判官 蔡惠如
裁判官 彭洪英
裁判官 蔡如琪

02 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 裁判所は「北汽福田汽車の商標は台湾で登録できず」と判決

■ ハイライト

中国の北汽福田汽車股份有限公司（Beiqi Foton Co., Ltd.、以下「北汽福田汽車公司」）は台湾で「AUMAN」商標（AUMANの中国語名は「歐曼」）の登録を出願し、商標登録を許可されたが、ドイツのMAN TRUCK & BUS AGから異議を申し立てられ、經濟部知的財産局に「AUMAN」商標の登録を取り消された。双方間で訴訟に発展し、知的財産裁判所は先日、北汽福田汽車会社に敗訴の判決を下した。

2014年1月に中国の河北欧力重工公司（Hebei Aulion Heavy Industries Co., Ltd.）の登録商標「LOVOL」がスウェーデンのボルボ・トレードマーク・ホールディング ABの商標「VOLVO」に高度に類似しているとして、商標登録を取り消されたため、河北欧力重工公司是行政手続を踏んで訴訟を提起したが、知的財産裁判所から敗訴の判決を下されている。今回のケース（北汽福田汽車公司）はこれ（河北欧力重工公司）に続き、中国自動車メーカーが台湾で商標登録を出願したものの、第三国の同業者から異議を申し立てられ、裁判所から台湾での商標登録はできないとの判決を受けた2番目の事例となった。

北汽福田汽車公司是2011年2月、当時の商標法施行細則第13条に定められる商品及び役務区分表第12類「自動車、大型トラック、救急車、輸送用軍用車」等25種の商品を指定商品として「AUMAN」商標の登録を經濟部知的財産局に出願した。

ところが2012年2月、MAN TRUCK & BUS AGがこのことを知り、知的財産局に対して、北汽福田汽車公司的「AUMAN」商標は自社の「MAN」、「MAN and Design」等商標と指定する商品と役務の構成が類似しており、消費者に容易に誤認混同させる等の問題があり、台湾の商標法関連規定に基づき、知的財産局は登録を許可すべきではないと主張し、該商標に対して異議申立てを行った。

知的財産局はMAN TRUCK & BUS AGの異議申立てが事実であると認定し、元来登録を許可していた北汽福田汽車公司的「AUMAN」商標の登録を取り消すよう審決した。このため北汽福田汽車公司が行政訴訟を提起した。

知的財産裁判所は判決文において次のように指摘している。MAN TRUCK & BUS AGは1987年にはすでに台湾大型車両市場に参入しており、それが生産する大型バス、大型バスシャシー、トレーラー等の商品を台湾消費者に販売してきた。1990年からは「MAN」、「MAN and Design」等の登録商標を次々と註冊商標を取得し、台湾の関連する事業者又は消費者に普遍的に知悉されており、著名商標に該当する。（2014年6月12日 工商時報 A22面）

II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】102年度行商訴字第141号

【裁判期日】2014年5月29日

【裁判事由】商標異議

原告 中国大陸地区・北汽福田汽車股份有限公司（Beiqi Foton Co., Ltd.）

被告 經濟部知的財産局

参加人 MAN TRUCK & BUS AG

上記当事者間における商標異議事件について、原告は經濟部の2013年10月30日経訴字第10206107990号訴願決定を不服として行政訴訟を提起し、本裁判所は参加人に対して被告の訴訟に独立して参加するよう命じた。本裁判所は次のとおり判決する。

主文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

一 事実要約

原告は2011年2月8日、当時の商標法施行細則第13条に定められる商品及び役務区分表第12類「自動車、大型トラック、トラクター、二輪自動車（オートバイ）、乗用車、長距離バス、フォークリフト、リフトカー、トレーラー（車両）、コンクリートポンプ車、陸上の乗物用の電動機、コンクリートミキサー車、救急車、清掃車、散水車、公共バス、オフロードカー、リヤカー、輸送用軍用車、ダンプカー、掘削車、農業用運搬カート、小型トラック、自動車用シャーシ」等の商品を指定商品として商標「AUMAN」の登録を被告に出願した。被告の審査を経て、登録第1481834号商標（以下「係争商標」、添付図1に示す）として登録を許可され、その権利期間は2011年11月1日から2021年10月31日までであった。その後参加人は2012年2月1日に係争商標が登録時に2003年5月28日改正公布、2003年11月28日施行の商標法（以下「改正前商標法」）第23条第1項第12、13、14号の規定に違反しているとして、添付図2～6に示される商標（以下「引用商標」）を以って異議申立てを行った。商標法は2012年7月1日に改正施行され、該法第106条第1項の規定に基づき、本法の改正条文施行前にすでに受理されたが、未処分異議申立て又は無効審判請求の案件は、登録時及び本法の改正施行後の規定のいずれにも違反する事由がある場合に限り、その登録を取り消す。本件の元来の異議申立理由は現行商標法第30条第1項第10号、11、12号に改正されている。本件の商標異議事件は被告が審理した結果、係争商標には登録時の商標法第23条第1項第12号及び現行商標法第30条第1項第11号の規定（他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがある、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがあるもの）が適用され、2013年4月30日中台異字第1010124号商標異議審決書を以って係争商標を取り消す処分を行うべきだと認定した。原告はこれを不服として訴願を提起したが、棄却が決定されたため、本裁判所に行政訴訟を提起した。ただし本件訴訟の判決結果により訴願決定及び原処分が取り消された場合、参加人の権利又は法律上の利益が損害を受けるおそれがあると判断し、職権により参加人に本件被告の訴訟に独立して参加することを命じた。

二 両方当事者の請求内容

原告の請求：訴願決定及び原処分をいずれも取り消す。

被告の答弁：原告の請求を棄却する。

三 本件の争点

双方の争点：本件の争点は、係争商標が改正前第23条第1項第12項及び現行商標法第30条第1項第11号に定められた状況に該当するか否かである。

四 判決理由の要約

一、2003年5月28日に改正公布された改正前商標法第23条第1項第12号には「商標が次に掲げる状況の一に該当するときは、登録を受けることができない：12.他人の著名な商標又は標章と同一又は類似し、関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれがある、又は著名商標又は標章の識別性又は信用・名声に損害を生じさせるおそれがあるもの。但し、当該商標又は標章の所有者の同意を得て登録出願するときはこの限りでない」と規定されている。これは現行商標法第30条第1項第11号の内容と同じである。いわゆる「関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれ」とは、商標が関連する公衆にそれが表彰する商品の出所又は生産の主体について誤認混同をもたらすおそれを指し、即ち商標が消費者に与える印象が関連する消費者に異なる出所の商品又は役務を同一の出所のものである、又は両商標の使用者の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認混同させる可能性があることをいう。二商標における誤認混同のおそれの有無の判断については、(1)商標識別力の強弱、(2)商標の類否及びその類似の程度、(3)商品／役務の類否及びその類似の程度、(4)先権利者の多角化経営の状況、(5)実際の誤認混同の状況、(6)関連する消費者の各商標に対する熟知度、(7)係争商標の出願人が善意であるか否か、(8)その他の誤認混同に関する要素等を参酌し、「関連する公衆に誤認混同を生じさせるおそれ」に至るか否かを総合的に認定すべきである。

二. 引用商標が著名商標であるか否か：

1.いわゆる「著名」とは、該商標又は標章が既に関連する事業者又は消費者に広く普遍的に認識されていると認定できる客観的証拠を有していることを指し、改正前商標法施行細則第16

条、改正後商標法施行細則第 31 条に明記されている。著名商標の認定の基準時点については、改正前商標法第 23 条第 2 項及び現行商標法第 30 条第 2 項に出願時を基準とすることが明記されている。また引用商標が著名であるか否かについても係争商標の出願時を基準点とする。著名の地域は中華民国内を指し、そこで関連する事業者又は消費者に広く普遍的に認識されているものである（司法院釈字第 104 号解釈を参照）。

2. 商標が著名であるか否かと著名の程度：

参加人は商用トラック、長距離バス、公共バス及び関連部品及び附属品の製造業者であり、それが使用する引用商標である「MAN」、「MAN and Design」及び「MAN (word/figurative)」商標は商用トラック、長距離バス、公共バス等の商品及び関連する役務に使用されており、すでに世界の多くの国で販売され、世界的なトラックのコンテストで幾度も入賞したことがあるほか、また世界的なカーレースで車両への賛助、支援を常に行っている。参加人は 1987 年に台湾大型車両市場に参入し、それが生産する長距離バス、長距離バス用シャシー及びトレーラー等の商品を国内消費者に販売してきた。1990 年からは引用商標の登録第 589365、43866 号「MAN」（添付図 2、3 の通り）、第 43838 号「MAN and Design」（添付図 5 の通り）、第 1208723 号「MAN (word/figurative)」(添付図 6 の通り) 商標を次々と登録し、販売代理店を通じて販売し続け、商品とその関連する役務を提供してきた。被告は 2007 年 11 月 1 日中台異字第 951487 号異議審決書で商用トラック、長距離バス、公共バス等の商品及び関連する役務において著名商標であると認定している。さらに 2011 年、参加人は世界に支社 27 社、サービスセンター 1377 カ所を有し、2010 年にトラック 55,166 台、バス 5,483 台を販売し、その売上高は 74 億ユーロを上回り、国際的なモーターショーやトラックのコンテストに参加し、引用商標の車両商品を多元的に販売し続けてきた。また、代理店を通じて引用商標の長距離バス、大型トラック、及び関連部品及び附属品をマーケティング、販売し続けるとともに、車両の修理保守サービスを提供してきた等の状況から、引用商標は参加人を通じて長期的には幅広いマーケティングが続けられてきたと認めることができる。係争商標が 2011 年 2 月 8 日に登録出願された時点で、国内の関連する事業者又は消費者が（引用商標を）普遍的に知悉し、著名の程度に達していたため、著名商標に該当する。

三. 係争商標と引用商標との類似の程度：

1. 商標の類否の判断は、商標全体を観察して行わなければならない。商標が商品・役務の消費者の目の前に示されるとき、その構成部分ごとに分かれて示されるものではない。いわゆる「要部」観察があり、商標は全体の図案で示されるものであるが、商品・役務の消費者にとって注意が惹きつけられる部分又は事後に印象に残る部分がより顕著な部分であり、この顕著な部分が即ち要部である。要部観察及び全体観察は相反するものではなく、要部はなお商標が商品・役務の消費者に与える全体印象に影響する。したがって、商標の類否の判断はなお全体観察によるべきである。
2. 係争商標と引用商標を比較すると、係争商標は単純なアルファベット「AUMAN」で構成されているのに対して、引用商標はアルファベット「MAN」のみ、又は「MAN」とその下方にある長方形のライオンの図案、又は「MAN」とその上方にある半円形とで構成されており、両者はいずれも見る者に強い印象を与えるアルファベット「MAN」を有する。外国語「MAN」の意味は「男性」であるが、参加人が提供した『「福田汽車、歐曼（AUMAN）シリーズ」大型トラック販促実録』によると、広告主は原告、企画実行機関は北京行上行广告有限公司となっており、該広告企画書には「欧州の大型トラック市場におけるトップメーカーは MAN 社であり、「欧曼」と命名したインスピレーションはここから得られた。欧州における主導的地位に加えて“曼”と MAN が同音であることにより、欧曼が持つ欧州化の要素の伝播や欧州化で投射される技術的優位性を強化できる」、「欧曼シリーズ大型トラックの商品位置づけにおいて、欧曼を欧州で有名な MAN ブランドと巧妙に結合し、商品に『欧州から来た中高級クラスの大型トラック』という概念を与えることができ、スタート段階で世界と肩を並べることになる」と記載されており、係争商標の命名の観念は引用商標から得られたことがわかる。係争商標と引用商標は全体観察、要部観察にかかわらず、いずれもアルファベット「MAN」の部分有し、外観、観念ともに類似しており、関連する消費者が一連に称呼すると、類似の称呼が生じる。したがって、係争商標と引用商標は全体の外観、称呼、観念のいずれも似ており、見る者に与える印象が類似している。通常の知識経験を有する消費者が購買時に普通の注意を施し、時間と場所を異にして隔離的かつ全体的に観察したとき、両商品・役務は出所が同じである、又は出所は異なるが関連があると誤認混同させるおそれがあるため、類似の商標で、類似度は低くはない。

四. 商標識別力の強弱：

1. 商標の文字、図形、記号、色彩、立体形状、動態、ホログラム、音等、又はその組合せが、商品/役務に関連する消費者に対して商品・役務の出所を示し識別させる機能の強弱は商標の特徴によって異なる。原則的に創造的商標の識別力が最も強く、よく見かける事物を内容とする恣意的商標及び商品・役務に関連する暗示や説明を内容とする暗示的商標はその識別力がやや弱い。識別力が強い商標ほど、商品・役務の消費者により強い印象を与え、他人が少しでもその商標の知名度を利用したならば、購買者に誤認混同を生じさせる可能性がある。

2. 本件の引用商標が有するアルファベット「MAN」は既存の名詞であり、参加人が独自に創造したものではなく、その商標は恣意的商標に該当し、創造的商標に比べて識別力が弱い。「MAN」はその商標が使用される商品の本体又はその内容に関連する情報を直接的に伝えていないが、なお相当の識別力を有する。

況してや引用商標（の商品）は台湾で長期にわたり幅広く販売され、それが表彰する信用・名声はわが国の消費者に熟知され、著名商標に該当する。すでに上述した通り、引用商標は消費者に与える印象には強烈的な識別力があり、係争商標と類似を構成し、関連消費者に容易に誤認混同を生じさせるおそれがある。

五. 係争商標と引用商標の指定商品/役務の同一又は類似の程度：

係争商標は（商品及び役務区分表）第12類「自動車、大型トラック、トラクター、二輪自動車（オートバイ）、乗用車、長距離バス、フォークリフト、リフトカー、トレーラー（車両）、コンクリートポンプ車、陸上の乗物用の電動機、コンクリートミキサー車、救急車、清掃車、散水車、公共バス、オフロードカー、リヤカー、輸送用軍用車、ダンプカー、掘削車、農業用運搬カート、小型トラック、自動車用シャシー」等の商品を指定商品としており、引用商標である登録第589365号商標が使用を指定する出願当時の第82類「大型トラック、長距離バス、公共バス並びにその部品及び附属品、車両用エンジン、船舶用エンジン」、登録第1460915号商標が使用を指定する第12類「自動車、大型トラック、公共バス、小型トラック、セミトレーラ・トラクタ、各種用途に使用される商用車」、登録第43866号、第43838号が使用を指定する「自動車の保守サービス」、登録第1208723号商標が使用を指定する第12類「大型貨物トラック、公共車両、ダンプカー、オフロードカーのシャシー及びフレーム、自動車のボディ及びフレーム」等の商品・役務と比べて、性質、用途、機能が同一又は類似する商品である、又は後者の役務が前者と同じ商品の販売であり、両者の役務と商品の間には密接な関連性があり、かつ消費者の同一又は類似の需要を満たしている。同一又は類似の商標を標示したならば、一般的な社会通念及び市場取引の状況に基づき、一般のサービスを受ける者又は商品の消費者に同一の出所からのものである、又は同一の出所ではないが関連する出所からのものであると容易に誤認されるため、同一である又は類似度が低くない商品又は役務に該当する。

六. 関連消費者の各商標に対する熟知度：

原告は係争商標が中国大陸地区において高い知名度と名声を有し、重要な国際的イベントや状況において使用されており、多数の国で登録が許可されているため、たとえわが国で使用されていなくても、中国大陸地区の市場で広く使用、宣伝されており、台湾の民衆もビジネス活動や中国大陸地区への旅行や往来が頻繁であるため、関連する消費者は係争商標を十分に熟知しているはずであると主張している。しかしながら、原告が提出しているのはいずれも係争商標が台湾で使用されている証拠資料ではなく、中国大陸地区又はその他の国における資料であり、かつ内容は原告が受賞した資料又は関連報道、若しくは原告が別件の「福田」又は「FOTON」商標で受賞した資料であり、極めて少ない受賞資料において「歐曼重卡」又は「歐曼智能」の文字が含まれているが、係争の「AUMAN」商標は標示されていない。またたとえ原告の売上高が相当な金額に達していても、原告は係争商標以外に歐輝、歐馬可、奧鈴、拓陸者、蒙派克、迷迪等多数の自動車ブランドを有している。原告は係争商標の販売データを提出しておらず、その販売状況もわからない。一方、引用商標は参加人によって広く使用され、関連の事業者又は消費者に普遍的に認知されている著名商標である。かつ台湾民衆のビジネス活動や中国大陸地区への旅行や往来が頻繁であるため係争商標を知悉していたとしても、これに固執して関連の消費者が引用商標よりも係争商標をより熟知していたとすぐに認めることはできない。原告が提出した証拠資料に基づいて、係争商標が2011年2月8日の登録前すでに原告によって指定商品を幅広く販売するのに使用され、関連する消費者に幅広く熟知され、引用商標とは区別できるため消費者に誤認混同を生じさせるおそれがないとは認定できない。

七. 係争商標の登録出願が善意であるか否か：

原告は係争商標を登録出願する以前、すでに引用商標の存在を知っており、係争商標の命名のインスピレーションを引用商標から得たと示していることから、関連する消費者に混同又は連想を生じさせる意図があったことは明らかであり、その出願が善意であったとは言いがたい。

八. 原告は係争商標と引用商標が 100 万新台幣ドル以上の商用トラックに使用されており、関連する消費者が商品購入時にブランドを選ぶとき、高い注意と識別力を有し、さらには「MAN」を語頭又は語尾とする商標が多数登録を許可されており、係争商標はヨルダンとウクライナで登録を許可されており、誤認混同を生じるおそれはない等と主張している。しかしながら引用商標が著名商標であること、係争商標の図案は引用商標の図案との類似度が低くはないこと、引用商標は識別力を有すること、その出願と登録は係争商標よりも早く、関連する消費者に熟知されていること、使用を指定する商品と役務の類似度が低くはないこと、ファイルされている証拠資料では係争商標が引用商標よりもわが国の関連する消費者に知悉されていることを証明できないこと、係争商標の登録出願が善意ではなく、況してや本件の指定商品・役務の類似度が低くはないことを斟酌して、係争商標と引用商標が 100 万新台幣ドル以上の商用トラックに使用されているため、関連する消費者に誤認混同させるおそれはないとは言いがたい。上記の各要素を総合的に斟酌し、引用商標が著名商標で識別力が高く、係争商標と類似を構成し、関連する消費者が引用商標をより熟知しているため、引用商標により大きな保護を与えるべきであり、係争商標には客観的にみて、関連する消費者に係争商標の商品・役務が引用商標の商品・役務と同一の出所からのシリーズ商品・役務である、又はその使用者間に関連企業、許諾関係、加盟関係又はその他の類似する関係があると誤認混同を生じさせるおそれがあると認定できる。かつ原告が提出した上記係争商標の使用資料は、係争商標が原告によって指定商品・役務に長期にわたり大量に使用され、消費者が熟知しており、引用商標と市場で併存でき、誤認混同を生じさせるおそれはないとは証明しがたい。

九. 以上をまとめると、係争商標には 2003 年 5 月 28 日改正公布の商標法第 23 条第 1 項第 12 号及び 2011 年 6 月 29 日改正公布の商標法第 30 条第 1 項第 11 号に定める登録できない状況があるため、被告が係争商標登録を取り消した処分は違法ではなく、訴願決定を維持したことも法に合わないところはなく、原告が原処分と訴願決定の取消を請求することには理由がないため、棄却すべきである。

知的財産裁判所第三法廷

裁判長 汪漢卿

裁判官 蔡惠如

裁判官 陳容正

2014 年 6 月 6 日

書記官 劉筱淇

添付図 1 (係争商標) 登録第 01481834 号 AUMAN	添付図 2 (引用商標) 登録第 589365 号 MAN	添付図 3 (引用商標) 登録第 43866 号 MAN
添付図 4 (引用商標) 登録第 1460915 号 MAN 	添付図 5 (引用商標) 登録第 43838 号 	添付図 6 (引用商標) 登録第 01208723 号 

03 商標権関連

■ 判決分類：商標権

I 三井料理店の商標は三井物産の商標と誤認混同をきたすため、登録不可

■ ハイライト

著名な「三井」日本料理飲食グループが2010年に「三井 MITSUI 及び図」をもって商標登録出願したが、知的財産局は三井料理店の商標と日本・三井物産の「三井」、「MITSUI」商標が類似を構成し誤認混同をきたすと認定し、その商標登録を拒絶した。三井料理店はこれを不服として行政訴訟を提起したが、その後最高行政裁判所は判決で三井物産が既に登録している「三井」、「MITSUI」の識別性が高いのみならず、既に多角化経営を行っていて経営項目に食品等も含まれているので、消費者の誤認混同を招きやすいと認定したうえで、三井料理店の商標は登録不可と判決し、その後確定した。

II 判決内容の要約

最高行政裁判所決定

【裁判番号】103年度裁字第1544号

【裁判期日】2014年10月30日

【裁判事由】商標登録

上訴人 三井日本料理レストラン有限公司

被上訴人 經濟部知的財産局

上記当事者間における商標登録事件につき、上訴人は2014年6月25日に知的財産裁判所102年度行商訴字第154号行政判決に対して上訴を提起した。本裁判所は以下のように決定する。

主文

上訴を棄却する。

上訴審訴訟費用は上訴人の負担とする。

一 事実要約

上訴人は2010年11月19日に「三井 MITSUI 及び図」商標（以下、係争商標という）を、当時の商標法施行細則第13条所定の商品及び役務区分表第35類の「食品小売、飲料小売、農産物小売、水産物小売、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、インターネットショッピング（電子ショッピング）」等の役務に使用を指定して、被上訴人に登録出願した。被上訴人は審査を行ったうえで、係争商標と拒絶の根拠である日本・三井物産株式会社（以下、日本・三井物産社という）の「三井」、「三井物産」、「MITSUI」等商標（以下、拒絶査定根拠商標という）が類似を構成するとし、その指定または使用する役務も互いに関連性があり、拒絶査定根拠商標も係争商標の登録前に既に関連事業者または消費者に普遍的に認知されていて著名の程度に達していたので、係争商標は関連大衆による誤認混同を招く虞があると認め、登録を拒絶すべきだとして2013年6月18日商標拒絶第347635号査定書をもって拒絶査定の処分を行った（以下、原処分という）。上訴人はこれを不服として行政訴訟を提起したが、原審判決で棄却されたため、本件上訴を提起した。

二 判決理由の要約

（一）日本・三井物産社は日本で著名な企業グループであり、1952年台湾に支社を設立し、主に各種投資及び化学、石油化学、金属、建設、造船、食料等の各種製品の輸出入業務に従事している。その内、「三井」、「MITSUI」又は「MITSUI 及び図」、「三井物産及び図」等商標は台湾で20件以上登録を許可されており、拒絶査定根拠商標の権利者の輸出入貿易ランキング、売上高、輸出成長率については、いずれも著名な雑誌において業績優良企業として挙げられている。拒絶査定根拠商標も經濟部訴願決定書及び裁判所判決により著名商標と認定されているので、その表示する信用・名声及び品質も既に広く台湾の関連業者及び消費者に普遍的に認知されている著名商標である。

(二) 係争商標と拒絶査定根拠商標が関連消費者を惑わせる部分はやはり漢字の「三井」及び英文字の「MITSUI」部分であり、関連消費者が異なる時に異なる地点で隔離して全体を観察した場合、同一系列の商標だと連想しやすく、更には二つの商標商品又は役務が同一の出所又は異なっている場合でも関連がある出所からのものだと誤認しやすいので、両商標は類似を構成する商標である。

(三) 更に日本・三井物産社のウェブサイトを参酌すると、その食糧本部の業務は既に係争商標が使用指定している役務を含んでいるので、拒絶査定根拠商標は既に著名の程度が相当に高い商標に該当する。その著名の程度により保護する商品範囲は自ずとより広汎であり、両商標の識別性の強弱、類似性及び商品又は役務の類似等の関連要素の強弱程度、相互の影響関係及び各要素等の総合的な要素を斟酌すれば、係争商標は既に関連大衆に誤認混同を生じさせる虞があると言える。

本件の上訴理由を見ると、原審の証拠取捨、事実認定について不適切だと指摘しているが、原審がすでに論断したことについて論断していないと空言しているのに、法規の不適用、適用法規不適切又は行政訴訟法第 243 条第 2 項に列記されている各号状況に合致することを具体的に表明していないので、原判決のなんらかの法令違背について既に具体的に指摘したと認定することは困難である。従って上記規定及び説明に基づき、その上訴も不適法だと認定すべきである。

2014 年 10 月 30 日

最高行政裁判所第二法廷

審判長裁判官 劉鑫楨

裁判官 楊得君

裁判官 吳慧娟

裁判官 蕭忠仁

裁判官 劉穎怡

04 公平交易法関連

■ 判決分類：公平交易法

I 補正下着の競争で、瑪麗蓮の不評流布を委託した維娜斯の責任者に刑事罰

■ ハイライト

維娜斯国際有限公司 (Venus' Secret Company Limited、以下「維娜斯公司」) の責任者である葉○伶は、インターネット広告会社に委託して投稿者を探し、ネットの討論サイトにて瑪麗蓮国際実業有限公司 (Marilyn Underwear International Co., Ltd、以下「瑪麗蓮公司」) を攻撃するため「私のひどい汗疹をみた夫に、もう着用しないようにいわれた」、「蒸れた感じで、通気性が悪い」等のネガティブなコメントを投稿させるよう従業員張○蘭に指示した。台北地方裁判所は刑法加重誹謗罪規定違反、公平交易法 (不正競争防止法や独占禁止法に相当) 違反により葉○伶、張○蘭をそれぞれ 3 ヶ月の懲役に処し、罰金 9 万新台湾ドルへの転換を可とし、維娜斯公司には罰金 30 万新台湾ドルを科した。全案はさらに上訴できる。

II 判決内容の要約

台湾台北地方裁判所刑事判決

【裁判番号】102 年度易字第 501 号

【裁判期日】2014 年 5 月 7 日

【裁判事由】公平交易法等

主文

葉○伶と張○蘭は、事業者は競争の目的をもって他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布してはならないという規定に共同で違反したため、それぞれ 3 ヶ月の懲役に処し、罰金への転換を可とし、いずれも 1 日を 1000 新台湾ドルに換算する。

法人の維娜斯國際有限公司は、事業者は競争の目的をもって他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布してはならないという規定に違反したため、30万新台幣ドルの罰金を科す。

一 事実要約

維娜斯國際有限公司（Venus' Secret Company Limited、以下「維娜斯公司」）と瑪麗蓮國際實業有限公司（Marilyn Underwear International Co., Ltd、以下「瑪麗蓮公司」）は同じくオーダーメイド女性用補正下着を販売する事業に従事し、市場においては競合関係にある。葉○伶は維娜斯公司の責任者であり、張○蘭は2011年の時点で維娜斯公司の従業員である。葉○伶は維娜斯公司与瑪麗蓮公司との競争のために、2011年7月15日に維娜斯公司を代表して、博思公司与ネット評判（ロコミ）最適化サービス契約を結び、博思公司是2011年8月1日から同年9月30日までの間（その後サービス期間は同年10月まで延長された）に維娜斯公司のために、ネットの討論サイトの補正下着ブランド関連スレッドにおいて、瑪麗蓮公司のブランドに対するネガティブなコメント計60件を投稿し、（維娜斯公司が）1件あたり300新台幣ドルを支払うことを約定している。維娜斯公司が博思公司与契約した後、葉○伶と張○蘭は共同で告訴人の競争における信用を毀損する犯意に基づき、並びに博思公司の従業員である陳○婕、博思公司が雇ったネットへの投稿者である陳○君、李○潔と共同で加重誹謗を行う犯意に基づき、公に流布することを意図し、葉○伶が方針決定を主導し、張○蘭が陳○婕に指示、連絡し、陳○婕が陳○君と李○潔に瑪麗蓮公司のブランド製品やサービスに対するネガティブなコメントを作成するよう指示し、陳○婕がこれらの文章を電子メールで張○蘭に送り審査、修正及び確認を行い、さらに陳○君は「豆豆雞」、「karensa」というハンドルネームで、李○潔は「蝦芙」というハンドルネームで、それぞれコンピュータネットを通じてサイト「Babyhome 寶貝家庭親子網」（以下、「寶貝家庭サイト」）にログインして親子掲示板で虚偽の事実を流布、摘示した。これは瑪麗蓮公司の商業上の信用と名譽を毀損するに足るものである（陳○婕、陳○君、李○潔が加重誹謗罪に係わった容疑については、別途台湾台北地方裁判所檢察署檢察官が起訴猶予処分を下している）。瑪麗蓮公司からの告訴により、台湾台北地方裁判所檢察署檢察官が取調べ、起訴を行った。

二 判決理由の要約

（一）刑事訴訟法第159条第1項規定における「被告以外の者の審判以外における口頭又は書面での供述」には「非供述証拠」が含まれない。本件の以下に列挙する引用（付表に示された寶貝家庭サイトにおけるコメント内容の印刷資料、及び被告張○蘭のアカウント000000-00000@umail.hinet.netと陳○婕のアカウント000000.0000@togather.com.twの2011年7月にやり取りされた電子メールを含む）はいずれもコンピュータのサイトに表示される画面を直接コンピュータの印刷機能で印刷出力した文書であり、本件被告等が共同で文字で虚偽の事実を流布した構成要件を認定するのに用いた。また被告の張○蘭が陳○婕との契約締結と執行について行った交渉討論の事実行為は「被告以外の者の審判以外における口頭又は書面での供述」の範囲に入らない。

（二）陳○君、李○潔は寶貝家庭サイト掲示板の各スレッドにおいて、第一人称の角度からネット上の不特定の閲覧者に対して告訴人のブランド製品を自ら購入、着用した後、サービスの不手際や使用後に発生した生理的に不快な症状があったと流布、摘示した。弁護人は被告に代わり、多数の消費者が告訴人のブランド製品を着用、使用した後、確かに湿疹、アレルギー等の症状が発生しており、且つ告訴人が提供するサービスにも多くの不手際があったため、上記言論が示す状況は客観的事実に合致する真実であり、告訴人の名譽及び商業上の信用を害する又はそれらに影響するには至らない云々と抗弁した。さらに本件の共同被告である洪○聆（本裁判所により別途結審している）の診断証明書、発疹の写真、及び被告の維娜斯公司から市場調査員を派遣して作成した匿名市場調査アンケート、市場調査結果報告書等の文書を証拠としている。ただし調べたところ、証人の陳○君は法廷で、自分は実際に告訴人のブランドの商品を購入し着用したことがなく、それらのコメントの内容は自分が博思公司に在職している時、博思公司から提供された上記ハンドルネームを利用し、維娜斯公司から提供された告訴人のブランド製品を使用した後の不快な体験を記載したテキストファイルに基づき、自分自身が告訴人のブランド製品の着用体験を有するふりをしてネットに書込んだもので、自分が発表した内容が虚偽であると知っていたと証言している。また李○潔は法廷で、自分も告訴人のブランド製品を実際に購入し試着したことがなく、これらのコメントの内容は自分が博思公司に在職している時、博思公司から提供された上記ネット上のハンドルネームを利用し、陳○婕から提供さ

れた告訴人のブランド製品を使用したネガティブなコメントが記載されたアウトラインと見本原稿に基づき、自分が改編した後ネットに書込んだもので、自分が発表した内容が虚偽であると知っていたと証言している。従って、陳○君と李○潔が行った第一人称の角度からの告訴人のブランド製品のサービスの不手際や使用後に発生した生理的に不快な症状に対する摘示はいずれも発言者である陳○君と李○潔の 2 人が実際に体験したものではない。行為者は刑法第 310 条第 3 項の規定により、その誹謗の事項を罰しないとする「真実」であるか否かについては、該行為者自身が自らの体験であるか否か、又はすでに相当の査証義務を尽くしているか否かを以って判断し、行為者の実際の状況を見無視して、第三者の平均的な体験だけから認定すべきではない。況してや被告の維娜斯公司与告訴人が販売する補正下着は、購入者の体型によってオーダーメイドされる必要があり、個人の体質によって製品に対する適応度も異なり、受ける販売サービスの状況も販売員によって異なり、普遍的な真実がすべてに適用できるという絶対的な真実の状態であるとは認定できない。よって陳述者が一般的な状況について事実を述べる場合を除き、自身の立場で立論するという前提で告訴人のブランド製品を使用、着用した状況を陳述して、始めて自らの実際の体験であるだけで「真実」であるといえる。

さもなければ、一部の使用者だけがある種の個別体験を有する時、この体験を有しない人が自らの体験として摘示、伝述すれば、読者に該体験が多数者の普遍的な共通現象であると誤認させ、言論市場における認知の混同と錯誤をもたらしてしまい、これは言論の自由が求める保障の範疇ではない。よって弁護人の上記答弁は根拠がないものである。

(三) 言論自由は憲法が保障する基本的人権であり、法律は最大限の保護を与えるべきである。ただし悪意を以て風説を流布し、虚偽の言論を伝播すれば、憲法で保障される基本的人権が逆に侵害されてしまうため、憲法第 23 条に基づき合理的な制限を与えるべきである。また司法院釈字第 509 号解釈では、たとえ行為者がその言論の内容が真実であると証明できなくとも、その言論内容が真実であると確信できる相当な理由があると証明できる相当な証拠資料を提出できるのならば、犯罪の故意の欠落により、すぐに誹謗罪で罰してはならず、すなわち「現実的悪意の法理」を採用する。したがって行為者が情報の虚偽をすでに知悉していた又は知り得たが、なお虚偽の言論を伝播した場合、又は合理的に疑わしいが故意に真相を回避し、言論の自由の名を借りて、悪意を以て攻撃した場合、処罰の正当性が有り、免責を主張し難い(最高裁判所 97 年度台上字第 998 号判決要旨を参照)。被告の張○蘭は被告の維娜斯公司与博思公司との間の契約における「ロコミの拡散」項目の執行について、陳○婕から提出され博思公司の人員である陳○君、李○潔によって書かれた告訴人のブランドに対するネガティブなコメントがそれらの自ら体験したものではなく虚偽であると明らかに知りながら、チェック、修正した後ネットにコメントを書き込み、不特定者の閲覧に供するために渡した。公に流布する意図があることが認められる他、前述の説明に基づいて現実的悪意に該当し、競争目的の信用毀損及び告訴人会社の誹謗という故意があった。被告の葉○伶も被告の維娜斯公司の責任者であり、維娜斯公司を代表して博思公司与契約を結んだ他、該契約の進行は自らが方針を決定した後、張○蘭に執行を任せ、張○蘭が該契約に基づき執行される各事項についてそれ(葉○伶)に報告し、同意を得ていたこと等の事実を認めており、被告の葉○伶は主導、方針決定を行い、張○蘭にネガティブなコメントを書き込む「ロコミ拡散」項目の執行を指示したものであり、被告の張○蘭と同じく前記の公に流布する意図及び競争目的の信用毀損及び告訴人会社の誹謗という故意があり、いずれも陳○婕、陳○君、李○潔が告訴人の商業上の信用と名誉を毀損するに足る虚偽の事実を流布、摘示した行為について共同責任を負うべきである。

(四) 被告の葉○伶、張○蘭は同一の競争目的の信用毀損及び加重誹謗の犯意に基づいて、時間的に接近して同一の寶貝家庭サイトの親子掲示板において、陳○婕の指示で陳○君、李○潔に虚偽の事実を流布、摘示させた複数の挙動はいずれも告訴人の名誉と商業上の信用を毀損することを目的とした同一の所為であり、告訴人の同一の法益を侵害し、各挙動の独立性は弱く、一般的な社会観念に基づき分離し難いため、包括一罪として接続犯に該当すると判断すべきであり、一罪を以て論じる。また被告の葉○伶、張○蘭の所為は一行為で二罪に抵触し、観念的競合となり、最も重い罪で論じるべきであるため、公平交易法第 22 条規定違反については同法第 37 条第 1 項で罪を処断する。

(五) 公訴理由ではさらに、被告の葉○伶、張○蘭は公平交易法違反の犯意に基づき、並びに陳○婕、陳○君、李○潔と共同の名誉毀損の犯意に基づき、陳○婕からの指示で陳○君、李○潔がそれぞれ「係わる虚偽の事実」欄に示される以外の部分についても文字による内容を流布

して告訴人の名誉を毀損したため、被告等のこの部分の発表内容も刑法第 310 条第 2 項の加重誹謗罪及び公平交易法第 22 条、第 37 条の罪を犯した疑いがあると認められると述べられている。しかしながら「意見の表現」と「事実の陳述」は異なる。「意見の表現」は個人の主観的な評価の表現であり、真実であるか否かは問題ではなく、また民主的な多元的社会は様々な価値や主張を容認すべきで、言論の自由の市場システムにより真理は語られるほどに明らかとなり、より優れたものが選別される効果が達成される。その間には個人の名誉を毀損する可能性があるが、言論の自由において自己実現、コミュニケーション、真理の追求及び各種政治又は社会活動の監督という機能に基づいて、より高い価値を有し、国家は最大限の保障を与え、必要に応じて個人の名誉に譲歩を行わせ、言論の自由に対する個人の名誉の譲歩の程度を考慮するとき、自らの意思で公の領域に入った公人、又は公の事務領域に係わる事項はより高い程度の譲歩が必要である。行為者が公の論評を受けることができる事に対して適当な論評を行うことは、たとえ批評の内容や用いられる字句が厳しいものであり、批評を受けた者に不快な思いやその名誉への影響を与えたとしても、刑法第 311 条第 3 号の規定に基づき、誹謗罪の違法性は阻却される。つまり、憲法は「意見の表現」である言論を「公正な論評の法理」で保障しており、即ち善意ある言論の発表を以って公の論評を受けることができる事に対して公正で、適切な論評を行う場合は、刑法第 311 条第 3 号の規定により、誹謗罪の違法性を阻却してもよい。該論評が「善意」であるか否かは、意見を表現する者が公共の利益に関する事項について行ったものであるか否か、その動機が論評される者の名誉を毀損することが唯一の目的であるか否かを調べ、ある種の論評が「公正」又は「適切」であるか否かの判断も、その表現される字句又は形容詞が論評を受ける者に不快を与えるか否かを見るのではなく、その論評の内容及びその根拠がすでに大衆に知られているものであるか否かを見るべきであり、市場のチェックと評価に供してもよい。調べたところ、陳○君、李○潔は「(商業上の信用及び名誉の毀損に)係わる虚偽の事実」欄の部分の内容が自ら体験していない虚偽の事実該当し、被告の葉○伶、張○蘭及び陳○婕と共同で犯罪を構成している外、その他の部分の記述内容、又は告訴人の名誉及び商業上の信用を毀損していない中立的な事実の記述、又は陳○君、李○潔 2 人が自らの体験に関係ない部分については、告訴人のブランド製品の材質、使用又は着用の主観的な評価に関する意見の表現であり、告訴人は補正下着に関して市場である程度の規模をすでに具えており、ブランドも相当な名声を有しているため、その製品の品質とサービスの優劣は公の事務の領域に属する事項であり、公の論評を受けるものであるため、陳○君、李○潔の 2 人が行った意見の表現部分については、たとえ用いた字句に軽蔑や皮肉のニュアンスが含まれていても、また消費者に注目や留意を促す機能があっても、告訴人の名誉を貶めることを唯一の目的としているとは認められず、公正で適切な論評に該当する。よって被告の葉○伶、張○蘭のこの部分に関する言論についても、誹謗罪又は公平交易法の刑事責任を以って罰し難い。

以上の次第で、刑事訴訟法第 299 条第 1 項前段、公平交易法第 37 条第 1 項、第 38 条、刑法第 11 条、第 28 条、第 310 条第 2 項、第 55 条、第 41 条第 1 項前段、刑法施行法第 1 条の 1 第 1 項、第 2 項前段により主文の通り判決する。

2014 年 5 月 7 日

刑事第十一法廷裁判官 林呈樵

TIPLO
Attorneys-at-Law
Since 1965

台灣國際專利法律事務所

事務所:
台湾10409台北市南京東路二段125号
偉成大樓7階
Tel: 886-2-2507-2811 • Fax: 886-2-2508-3711
E-mail: tiplo@tiplo.com.tw
Website: www.tiplo.com.tw

東京連絡所:
東京都新宿区新宿2-13-11
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号
Tel: 81-3-3354-3033 • Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾国際專利法律事務所
© 2015 TIPLO, All Rights Reserved.